

下関市農業委員会委員候補者評価基準

下関市農業委員会の農業委員候補者の評価を行うにあたっては、以下の項目によるものとする。

■ 評価にあたっての基準

- 農業委員として地域や農業団体の信頼が必要であることから、推薦を受けていることを次の順で評価する。
 - ① 地元地域団体（自治連合会、まちづくり協議会）からの推薦
農業関係団体（土地改良区、農業協同組合、農業共済組合）からの推薦
 - ② その他団体からの推薦
 - ③ 地元農業者等からの推薦（一般推薦）
 - ④ 一般応募（自薦）
- 農業委員には過半数の認定農業者等が求められているため、認定農業者等を評価する。
- 農業委員には利害関係を有しない者が求められているため、中立的立場の学識経験者等を評価する。
- 農業委員に年齢、性別に著しい偏りがないよう配慮するため年齢、性別を評価する。
 - ・ 現職の農業委員に女性が少ないことから、女性を評価する。
 - ・ 現職の農業委員に若者が少ないことから、50歳未満を評価する。
 - ・ 農業委員の高齢化に配慮し、60歳未満を評価する。
- 農業に識見があり、農業委員会の業務を適切に行える者かを評価する。
 - ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の経験者を評価する。
 - ・ 農業関係機関の職歴を評価する。
 - ・ 農業関係団体の役員歴を評価する。
- 下関市の農業委員であるので、市内在住者を評価する。
- 一定規模の農業経営を行っている者を評価する。
 - ・ 耕作面積5ha以上を評価する。